

令和5年(2023年)7月18日
経済部観光振興監決定

北海道アドベンチャートラベルガイド認定等実施要領

第1 趣旨

この要領は、北海道アドベンチャートラベルガイド認定等制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北海道アドベンチャートラベルガイド（以下、「ATガイド」という。）の認定等を行うに当たり、その手続等に関し必要な事項を定める。

第2 ATガイドの認定等

1 認定の申請

申請者は、要綱第3第2項の規定による認定の申請に当たっては、次に掲げる書類及び写真を知事に提出するものとする。

- (1) 北海道アドベンチャートラベルガイド認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）
- (2) 申請者本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券、健康保険証等）の写し
- (3) 申請者の写真
- (4) 消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。）が交付した上級救命講習の修了証若しくは応急手当指導員の認定証の写し若しくは日本赤十字社による救急員養成講習の受講証、又はその他これら修了証等を保有する者と同等以上の能力を有することを確認するに足りる書類の写し
- (5) 北海道アウトドア検定合格認定証の写し又は北海道アウトドアガイド資格認定証の写し
- (6) 要綱別表1に定める資格の認定証等又は研修の修了証等の写し
- (7) 要綱別表2に定める推薦者の推薦書（別記第2号様式。スルーガイドを除く。）
- (8) その他、申請書に記載した資格又は研修等の修了証の写し

2 認定証等の交付

知事は、前項に定める申請があったときは、必要書類等を確認し、要件等を満たしていることを審査の上、ATガイドに認定する者に北海道アドベンチャートラベルガイド認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

3 認定証の書換え、再交付

認定証の交付を受けた者は、氏名を変更したとき若しくは認定証を滅失し又は損傷したときは、北海道アドベンチャートラベルガイド認定証書換え・再交付申請書（別記第4号様式）を知事に提出し、認定証の書換え又は再交付を受けることができる。

第3 ATガイドの情報

1 情報の公開等

知事は、ATガイドの同意を得た情報を公開できるものとする。

2 情報の追加・変更

ATガイドは、第2第1項の規定による認定の申請に当たって提出した申請書の記載事項に追加又は変更があったときは、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 北海道アドベンチャートラベルガイド認定情報追加・変更申請書（別記第5号様式）
- (2) 第2第1項第2号から第8号までに規定する書類等のうち、追加又は変更する記載事項に関するもの

第4 認定の更新

1 認定の更新期限等

要綱第4の規定による認定の更新は、その有効期限までにおいて申請することができるものとし、更新後の有効期限は、更新の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

また、複数の資格区分に係るATガイド資格を有する場合であって、本人が希望するときは、同時に更新することができるものとする。

なお、ATガイド認定の有効期限を過ぎている場合、有効期限から1年（災害や入院等のやむを得ない理由で、原則、事前に知事へ届け出のあった場合には、3年）を経過しない場合において、更新申請を認めるものとする。この場合の有効期限は、有効期限最終日に更新を行った場合の有効期限と同様とする。

2 更新の申請

要綱第4第2項の規定による更新を行おうとする者は、別に指定する講習を受講し、指定の期日までに、北海道アドベンチャートラベルガイド更新申請書（別記第6号様式）に認定証の写し及び第2第1項第2号から第8号までに規定する添付書類を添えて提出するものとする。

3 更新の承認

知事は、前項に定める申請があったときは、必要書類等を確認し、要件等を満たしていることを審査の上、更新を認める者に認定証を交付する。

4 情報の追加・変更

ATガイドは、第2項の規定による認定の申請に当たって提出した申請書の記載事項に追加又は変更があったときは、次に掲げる書類及び写真を知事に提出するものとする。

- (1) 北海道アドベンチャートラベルガイド認定情報追加・変更申請書（別記第5号様式）
- (2) 第2第1項第2号から第8号までに規定する書類等のうち、追加又は変更する記載事項に関するもの

第5 認定の辞退、解除、取消等

1 業務の廃止又は認定の辞退

- (1) ATガイドは、要綱第5第1項に規定するATガイド業務を廃止したとき又は都合により認定を辞退しようとするときは、北海道アドベンチャートラベルガイド業務廃止・認定辞退届（別記第7号様式。以下「廃止等届」という。）に認定証の原本を添えて、知事に届け出るものとする。

- (2) 知事は、前号の規定により廃止等届の提出及び認定証の返納を受けたときは、公開済みの情報から当該ATガイド資格保有者に関する情報を削除する。

2 認定の取り消し

- (1) 知事は、AT ガイドが要綱第 5 第 2 項に規定する事由のいずれかに該当すると認めるときは、AT ガイドの認定を取り消すことができる。
- (2) 知事は、AT ガイドが要綱第 5 第 3 項に規定する事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該 AT ガイドの認定の更新を認めない又は認定を取り消すことができる。
- (3) 知事は、前号の規定により認定を取り消そうとするときは、当該 AT ガイド資格の保有者にその旨通知するとともに、必要に応じ事情を聴取するものとする。
- (4) 知事は、第 1 号又は第 2 号の規定により認定を取り消したときは、AT ガイドに関する情報に係るデータベースから当該 AT ガイド資格保有者に関する情報を削除するとともに、当該者にその旨通知し、遅滞なく認定証の返納を求めるものとする。

第 6 ガイド能力の向上促進等

AT ガイドは、要綱別表 3 に定める資格を取得し又は研修等を受講した時は、速やかに北海道アドベンチャートラベルガイド認定情報追加・変更申請書（別記第 5 号様式）に資格取得及び受講を証する書類等を添えて知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年(2023 年) 7 月 18 日から施行する。